



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年5月10日火曜日 第305号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可...（市町振興課）...	456
くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）...	456
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（ " ）...	456
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....（港湾海岸課）...	457
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定.....（建築住宅課）...	457
指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）...	457
指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）...	458
指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）...	458
土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）...	458

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則.....（警察本部運転免許課）...	458
運転技能検査等の実施に関する規則.....（ " ）...	472

告 示

○愛媛県告示第522号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

令和4年5月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業の廃止

(2) 規約の変更事項

上記の事務の変更事項に係る規定の変更

2 変更年月日

(1) 事務の変更年月日

令和4年5月1日

(2) 規約の変更年月日

令和4年5月1日

3 変更許可年月日

令和4年4月26日

○愛媛県告示第523号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（令和4年3月愛媛県告示第336号）を次のとおり変更した。

令和4年5月10日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業	5.0トン	6.0トン

○愛媛県告示第524号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和4年5月10日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町二見乙784番地 上田光寛	西宇和郡伊方町二見甲3122番地 山下金善	西宇和郡伊方町二見甲3048番地 古田睦	町見	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
令和4年5月10日から24日まで
- (2) 縦覧場所
南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第525号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

令和4年5月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
伊方町
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
代表者 伊方町長 高門 清彦
愛媛県西宇和郡伊方町川永田甲203番地

2 埋立区域

(1) 位置

西宇和郡伊方町塩成字中網代380番2、381番1、385番1、386番1、386番2、乙451番2、乙455番1に接する町道の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から22点までを順次直線で結んだ線、1点と22点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D.L.+2.40メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院「塩成」四等三角点、西宇和郡伊方町塩成竹之内乙519番）は、北緯33度26分44.4633秒、東経132度14分47.7597秒の地点

- 1点は、基点から真北124度58分42秒、907.90メートルの地点
- 2点は、1点から真北218度20分16秒、32.74メートルの地点
- 3点は、2点から真北215度52分14秒、2.50メートルの地点
- 4点は、3点から真北210度58分32秒、2.50メートルの地点
- 5点は、4点から真北206度08分04秒、2.50メートルの地点
- 6点は、5点から真北201度14分53秒、2.50メートルの地点
- 7点は、6点から真北196度22分36秒、2.50メートルの地点
- 8点は、7点から真北191度28分02秒、2.50メートルの地点

- 9点は、8点から真北186度41分04秒、2.50メートルの地点
- 10点は、9点から真北181度55分34秒、2.50メートルの地点
- 11点は、10点から真北176度48分49秒、2.50メートルの地点
- 12点は、11点から真北171度59分47秒、2.50メートルの地点
- 13点は、12点から真北167度07分51秒、2.50メートルの地点
- 14点は、13点から真北162度04分47秒、2.50メートルの地点
- 15点は、14点から真北157度04分31秒、2.50メートルの地点
- 16点は、15点から真北152度10分27秒、2.50メートルの地点
- 17点は、16点から真北147度18分52秒、2.50メートルの地点
- 18点は、17点から真北142度58分11秒、1.93メートルの地点
- 19点は、18点から真北140度43分27秒、8.00メートルの地点
- 20点は、19点から真北142度02分04秒、2.49メートルの地点
- 21点は、20点から真北145度17分43秒、2.52メートルの地点
- 22点は、21点から真北146度59分21秒、1.10メートルの地点

(3) 面積

284.45平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

令和2年7月3日 愛媛県指令2港第147号

4 しゅん功認可年月日

令和4年5月10日

○愛媛県告示第526号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定した。

令和4年5月10日

愛媛県知事 中村時広

1 名称及び住所

NPO法人リブラ
愛媛県松山市余戸南四丁目10番38号

2 支援業務を行う事務所の所在地

愛媛県松山市余戸南四丁目10番38号

3 指定年月日

令和4年4月26日

○愛媛県告示第527号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年5月10日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 & S	訪問看護ステーション にじいる	愛媛県西条市小松町新屋敷甲518番地4	令和4年3月1日	訪問看護
合同会社あんず	ヘルパーステーション あんず	愛媛県新居浜市郷一丁目1番35号	令和4年3月1日	訪問介護

○愛媛県告示第528号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和4年5月10日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 & S	訪問看護ステーション にじいる	愛媛県西条市小松町新屋敷甲518番地4	令和4年3月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第529号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年5月10日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人倫理生活指導センター	倫理生活指導センター四国中央	愛媛県四国中央市寒川町738番地の1	令和4年3月31日	訪問介護
株式会社悠遊社	新町デイサービスセンター	愛媛県四国中央市三島中央三丁目11番33号	令和4年3月31日	通所介護
社会福祉法人 藤寿会	指定通所介護事業所 デイサービスセンター 福寿苑	愛媛県今治市玉川町畑寺甲15番地1	令和4年3月31日	通所介護

○愛媛県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月10日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	胸 福 壽 男	大洲市柳沢甲1045番地

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月10日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則

（愛媛県道路交通規則の一部改正）

第1条 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公安委員会にする申請等）</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所を管轄する警察署又は新居浜市のうち別子山に住所を有する者は新居浜警察署、今治市のうち宮窪町四阪島に住所を有する者は伯方警察署、新居浜市のうち県道壬生</p>	<p>（公安委員会にする申請）</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所を管轄する警察署又は新居浜市のうち別子山に住所を有する者は新居浜警察署、今治市のうち宮窪町四阪島に住所を有する者は伯方警察署、新居浜市のうち県道壬生</p>

川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区に住所地を有する者は新居浜警察署若しくは西条市河原津のうち東予集団施設地区に住所地を有する者は西条西警察署（以下「その者の住所地等を管轄する警察署」という。）（法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請については、その者の住所地等を管轄する警察署（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署（以下「松山東警察署等」という。）を除く。）、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署）を經由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）及び質問票の提出、法第91条の2に規定する免許の条件の付与等の申請、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書及び質問票の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請及び質問票の提出、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請、法第107条第1項に規定する免許証の返納、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請、施行規則第29条の2の4及び第37条の2に規定する報告書の提出、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請並びに施行規則第30条の14に規定する運転経歴証明書の返納にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を經由することができる。

- (1) 省略
 - (2) 法第91条の2に規定する免許の条件の付与等の申請（松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。）
 - (3) 省略
 - (4) 省略
 - (5) 省略
 - (6) 省略
 - (7) 省略
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - (10) 省略
 - (11) 省略
 - (12) 省略
 - (13) 省略
 - (14) 省略
 - (15) 省略
 - (16) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第5条第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定申請
 - (17) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第6条第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定申請
 - (18) 省略
 - (19) 省略
- 2～4 省略
（緊急自動車の運転資格の審査申請）

川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区に住所地を有する者は新居浜警察署若しくは西条市河原津のうち東予集団施設地区に住所地を有する者は西条西警察署（以下「その者の住所地等を管轄する警察署」という。）（法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請については、その者の住所地等を管轄する警察署（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署（以下「松山東警察署等」という。）を除く。）、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署）を經由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）及び質問票の提出、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書及び質問票の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請及び質問票の提出、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請、法第107条第1項に規定する免許証の返納、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請、施行規則第29条の2の3及び第37条の2に規定する報告書の提出、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請並びに施行規則第30条の14に規定する運転経歴証明書の返納にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を經由することができる。

- (1) 省略
 - (2) 省略
 - (3) 省略
 - (4) 省略
 - (5) 省略
 - (6) 省略
 - (7) 省略
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - (10) 省略
 - (11) 省略
 - (12) 省略
 - (13) 省略
 - (14) 省略
 - (15) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第5条第1項の規定による運転免許取得者教育の認定申請
 - (16) 省略
 - (17) 省略
- 2～4 省略
（緊急自動車の運転資格の審査申請）

第7条の3 令第32条の2第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項、第32条の3の2第2項又は第32条の5第1項若しくは第2項に規定する審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書（別記様式第9号の2）を公安委員会に提出しなければならない。

別記様式第9号の2（第7条の3関係）

省略	
審査に係る緊急 自動車の種類	大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二（限定なし・小型）
省略	

注 省略

別記様式第22号の3（第24条の4関係）

- 1・2 省略
- 3 更新手続の際に持参する物
 - (1)～(3) 省略
 - (4) その他持参する物
 - ア～ウ 省略

エ 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の方（更新期間が満了する日の前6月以内に診断書を提出した方又は認知機能検査等を受ける必要がない方を除く。）は、認知機能検査結果通知書又は認定認知機能検査結果通知書

オ 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の方で、普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として運転技能検査の基準に該当する方は、運転技能検査受検結果証明書又は認定運転技能検査受検結果証明書

- カ 省略
- キ 省略
- ク 省略
- 4・5 省略

第7条の3 令第32条の3
____、第32条の3の2第2項又は第32条の5第1項若しくは第2項に規定する審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書（別記様式第9号の2）を公安委員会に提出しなければならない。

別記様式第9号の2（第7条の3関係）

省略	
審査に係る緊急 自動車の種類	____ 中型 準中型 普通 大自二 普自二（限定なし・小型）
省略	

注 省略

別記様式第22号の3（第24条の4関係）

- 1・2 省略
- 3 更新手続の際に持参する物
 - (1)～(3) 省略
 - (4) その他持参する物
 - ア～ウ 省略

- 工 省略
- 才 省略
- 力 省略
- 4・5 省略

（愛媛県公安委員会公印規程の一部改正）

第2条 愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）							
1 愛媛県公安委員会印						1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1	省略												
2	愛媛県公安委員会印	てん書	23	23	交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長 運転免許課長 警察署長	1～9 省略 10 運転免許管理事務用 11 運転免許試験事務用 12 省略	2	愛媛県公安委員会印	てん書	23	23	交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長 運転免許課長 警察署長	1～9 省略 10 高齢者講習終了証明書の作成用 11 省略

<u>3</u>	省略					
<u>4</u>	省略					
<u>5</u>	省略					
<u>6</u>	省略					
<u>7</u>	省略					
<u>8</u>	省略					
<u>9</u>	省略					

注 1 運転免許管理事務用の具体的な用途は、申請による運転免許取消通知、取消処分者講習、停止処分者講習、大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、二輪車講習、応急救護処置講習、応急救護処置指導者養成講習、原付講習、旅客車講習、初心運転者講習、違反者講習、若年運転者講習、高齢者講習、特定任意講習、認知機能検査員講習及び指定講習機関制度の事務とする。

2 運転免許試験事務用の具体的な用途は、検査合格証明、適性検査、運転免許試験成績証明、再試験、臨時適性検査、適性検査結果通知、指定自動車教習所制度、技能検定員制度及び教習指導員制度の事務とする。

2 省略

<u>3</u>		<u>てん</u>	<u>書</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	運転免許課長	1 運転免許管理事務用 2 運転免許試験事務用
<u>4</u>	省略						
<u>5</u>	省略						
<u>6</u>	省略						
<u>7</u>	省略						
<u>8</u>	省略						
<u>9</u>	省略						
<u>10</u>	省略						

注 1 運転免許管理事務用の具体的な用途は、申請による運転免許取消通知、取消処分者講習、停止処分者講習、大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、二輪車講習、応急救護処置講習、応急救護処置指導者養成講習、原付講習、旅客車講習、初心運転者講習、違反者講習、特定任意講習、認知機能検査員講習及び指定講習機関制度の事務とする。

2 運転免許試験事務用の具体的な用途は、検査合格証明、適性検査、運転免許試験成績証明、再試験、臨時適性検査及び適性検査結果通知の事務とする。

2 省略

(高齢者講習に関する規則の一部改正)

第3条 高齢者講習に関する規則(平成10年愛媛県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>高齢者講習等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第12号に掲げる講習(以下「高齢者講習」という。)及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。)第1条第3号に掲げる高齢者講習と同等の効果を生じさせるために行うもの(以下「高齢者講習同等課程」という。)(以下「高齢者講習等」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(高齢者講習等の実施)</p> <p>第2条 法第108条の2第3項の規定により、<u>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)</u>第38条の3の公安委員会が認める者(以下「受託者」という。)に高齢者講習の実施を委託することができる。</p> <p>2 法第108条の32の2第1項の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)は、<u>高齢者講習同等課程を実施するものとする。</u></p> <p>(実施計画の提出)</p> <p>第3条 <u>高齢者講習を実施しようとする受託者及び高齢者講習同等課程を実施しようとする被認定者は、事前に実施計画を公安委員会に提出するものとする。提出した内容に変更があった場合も、同様とする。</u></p>	<p>高齢者講習に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第12号に掲げる講習(以下「高齢者講習」という。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(高齢者講習の委託)</p> <p>第2条 法第108条の2第3項の規定により、<u>高齢者講習の実施を法第99条第1項の指定自動車教習所(以下「自動車教習所」という。)</u>に委託する</p> <p>_____。</p>

(高年齢講習の連絡事項)

第4条 法第101条の4第5項第1号の規定による高年齢講習に係る事務の円滑な実施を図るため、高年齢講習に関する通知書に記載することが必要な事項は、講習時間、携行品及び受講上の注意事項とする。

(実施結果の報告)

第5条 高年齢講習を実施した受託者及び高年齢講習同等課程を実施した被認定者は、速やかに実施結果を公安委員会に報告するものとする。報告した内容に変更があった場合も、同様とする。

(終了証明書の交付の申出等)

第6条 施行規則第38条第17項

____の高年齢講習終了証明書(以下「高年齢講習終了証明書」という。)の交付の申出は、高年齢講習等終了証明書交付申出書(様式第1号)を、申出者が受講した高年齢講習を実施した受託者の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の申出を受けた公安委員会は、申出者に対し、高年齢講習終了証明書を交付するものとする。

3 認定規則第8条第2号の運転免許取得者等教育(高年齢講習同等)終了証明書(以下「高年齢講習同等課程終了証明書」という。)の交付の申出は、高年齢講習等終了証明書交付申出書を、申出者が受講した高年齢講習同等課程を実施した被認定者に提出して行うものとする。

4 前項の申出を受けた被認定者は、申出者に対し、高年齢講習同等課程終了証明書を交付するものとする。

(終了証明書の再交付の申出)

第7条 高年齢講習終了証明書又は高年齢講習同等課程終了証明書(以下「高年齢講習等終了証明書」という。)の交付を受けた者は、高年齢講習等終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、高年齢講習等終了証明書の再交付を受けようとするときは、高年齢講習を受講したものにあっては公安委員会に、高年齢講習同等課程を受講したものにあっては当該高年齢講習同等課程を実施した被認定者に高年齢講習等終了証明書再交付申出書(様式第2号)を提出して申し出なければならない。

2 前項の規定による申出(高年齢講習終了証明書に係るものに限る。)は、再交付の申出をしようとする者の住所を管轄する警察署を経由することができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、高年齢講習等の実施に関し必要な事項は、愛媛県警察本部長が定める。

様式第1号(第6条関係)

高年齢講習等終了証明書交付申出書	
省略	____ 殿
省略	
受講年月日	
受講場所	
講習等担当責任者の職及び氏名	

(高年齢講習の連絡事項)

第3条 法第101条の4第3項____の規定による高年齢講習に係る事務の円滑な実施を図るため、その他高年齢講習連絡書に記載することが必要な事項は、講習時間、携行品及び受講上の注意事項とする。

(高年齢講習終了証明書の交付の申出)

第4条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第15項の高年齢講習終了証明書(以下「高年齢講習終了証明書」という。)の交付の申出は、高年齢講習終了証明書交付申出書

(様式第1号)を高年齢講習を受講した自動車教習所____の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

(高年齢講習終了証明書の再交付)

第5条 高年齢講習終了証明書

____の交付を受けた者は、高年齢講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、高年齢講習終了証明書の再交付を受けようとするときは、公安委員会に高年齢講習終了証明書再交付申出書____(様式第2号)を提出して申し出なければならない。

2 前項の申出は、高年齢講習終了証明書の____再交付の申出をしようとする者の住所を管轄する警察署を経由することができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、高年齢講習の実施に関し必要な事項は、愛媛県警察本部長が定める。

様式第1号(第4条関係)

高年齢講習終了証明書交付申出書	
省略	愛媛県公安委員会 殿
省略	
講習年月日	
受講した指定自動車教習所の名称	
講習担当責任者の職及び氏名	

注 受講場所欄及び講習等担当責任者の職及び氏名欄は、高齢者講習同等課程を受講した場合には、記載を省略することができる。

様式第2号(第7条関係)

高年齢者講習等終了証明書再交付申出書
省略
殿
省略
受講年月日
受講場所
省略

注 受講場所欄は、高齢者講習同等課程を受講した場合には、記載を省略することができる。

様式第2号(第5条関係)

高年齢者講習終了証明書再交付申出書
省略
愛媛県公安委員会 殿
省略
講習年月日
受講した指定自動車教習所の名称
省略

(特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則の一部改正)

第4条 特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則(平成14年愛媛県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). It compares the 'Regulations on Implementation of Designated Voluntary Elderly Training and Challenge Training' before and after amendments. The 'Revised' column includes changes such as adding 'and challenge training' to Article 1 and Article 3, and updating Article 2 regarding the age of participants (70 years old).

第4条 特定任意高齢者講習の講習科目（以下「講習科目」という。）は、次のとおりとする。ただし、法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受ようとし、又は受けている者及び政令第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者（以下「運転技能検査等対象者」という。）の講習科目は、第1号から第4号までとする。

- (1) 道路交通の現状及び交通事故の実態
- (2) 運転者の心構え
- (3) 安全運転の知識
- (4) 運転適性についての指導
- (5) 運転適性についての指導

（講習方法）

第5条 特定任意高齢者講習は、普通自動車、教本、運転適性検査器材、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

（講習時間）

第6条 特定任意高齢者講習の講習時間（以下「講習時間」という。）は、2時間とする。ただし、普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けようとし、又は受けている者及び運転技能検査等対象者の講習時間は、1時間とする。

（特定任意高齢者講習の受講申請）

第7条 特定任意高齢者講習を受講しようとする者は、特定任意高齢者講習受講申請書（様式第1号）を当該講習を実施しようとする受託者の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出するものとする。

第4条 特定任意高齢者講習は、チャレンジ講習の結果、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと公安委員会が認めたと者に対して行う講習（以下「簡易講習」という。）及びこれ以外の者に対して行う講習（以下「シニア運転者講習」という。）に区分して行うものとする。

2 簡易講習及びシニア運転者講習の講習科目は、次の表のとおりとする。

種別	講習科目
簡易講習	1 道路交通の現状及び交通事故の実態
	2 運転者の心構えと義務
	3 安全運転の知識
	4 運転適性についての指導
シニア運転者講習 （合理化講習） （75歳未満の者及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3第1項の式により算出した数値（以下「算出数値」という。）が76以上であった者に対するもの）	1 道路交通の現状及び交通事故の実態
	2 運転者の心構えと義務
	3 安全運転の知識
	4 運転適性についての指導
	5 運転適性についての指導
シニア運転者講習 （高度化講習） （算出数値が76未満であった者に対するもの）	1 道路交通の現状及び交通事故の実態
	2 運転者の心構えと義務
	3 安全運転の知識
	4 運転適性についての指導
	5 運転適性についての指導
	6 総合的な安全指導

（講習方法）

第5条 特定任意高齢者講習は、自動車、教本、運転適性検査器材、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

（講習時間）

第6条 特定任意高齢者講習の講習時間____は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) シニア運転者講習（合理化講習） 2時間
- (2) シニア運転者講習（高度化講習） 3時間
- (3) 簡易講習 1時間

（簡易講習の受講）

第7条 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習に関する規則」という。）第2条第1項のチャレンジ講習受講結果確認書（以下「確認書」という。）の交付を受けた者は、簡易講習を受講することができる。

（特定任意高齢者講習の受講申請）

第8条 特定任意高齢者講習を受講しようとする者は、特定任意高齢者講習（シニア運転者講習・簡易講習）受講申請書（様式第1号）を当該講習を受講しようとする教習所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出するものとする。この場合にお

(実施結果の報告)

第8条 受託者は、特定任意高齢者講習を実施したときは、速やかに実施結果を公安委員会に報告するものとする。報告した内容に変更があった場合も、同様とする。

(特定任意高齢者講習終了証明書の交付の申出)

第9条 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第3条第1号の特定任意高齢者講習終了証明書(以下「証明書」という。)の交付の申出は、特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書(様式第2号)を、申出者が受講した特定任意高齢者講習を実施した受託者の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出するものとする。

第3章 雑則

(証明書の再交付の申出)

第10条 証明書_____の交付を受けた者は、特定任意高齢者講習_____を受講した日から起算して6月以内に証明書_____を亡失又は滅失し、証明書_____の再交付を受けようとするときは、当該講習を実施した受託者の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に特定任意高齢者講習終了証明書再交付申出書(様式第3号)_____を提出して申し出なければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、特定任意高齢者講習_____の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

様式第1号(第7条関係)

特定任意高齢者講習受講申請書	
省略	
省略	
受講場所	
省略	

注1・2 省略

3 省略

様式第2号(第9条関係)

いて、簡易講習を受講しようとする者は、当該申請書に確認書を添付しなければならない。

(特定任意高齢者講習終了証明書の交付の申出)

第9条 講習に関する規則第3条第2号

_____の特定任意高齢者講習終了証明書(以下「証明書」という。)の交付の申出は、特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書(様式第2号)を特定任意高齢者講習を受講した教習所_____の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出するものとする。

第3章 チャレンジ講習

(チャレンジ講習受講申請書の提出)

第10条 チャレンジ講習を受講しようとする者は、チャレンジ講習受講申請書(様式第3号)を当該講習を受講しようとする教習所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(講習の科目及び内容)

第11条 チャレンジ講習の講習科目は、事前説明、模範走行、実車走行、講評その他必要と認める科目とする。

2 実車走行の課題及び内容は、次の表のとおりとする。

(確認書の交付)

第12条 公安委員会は、一般課題及び特別課題の運転結果から判断して、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められた者に対し、確認書を交付するものとする。

第4章 雑則

(証明書等の再交付の申出)

第13条 証明書又は確認書の交付を受けた者は、特定任意高齢者講習又はチャレンジ講習を受講した日から起算して6月以内に証明書又は確認書を亡失又は滅失し、証明書又は確認書の再交付を受けようとするときは、当該講習を受講した教習所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に特定任意高齢者講習終了証明書(チャレンジ講習受講結果確認書)再交付申出書(様式第4号)_____を提出して申し出なければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

様式第1号(第8条関係)

特定任意高齢者講習	(シニア運転者講習)	受講申請書
	(簡易講習)	
省略		
省略		
受講教習所名		
省略		

注1・2 省略

3 簡易講習の受講を希望する者は、チャレンジ講習受講結果確認書を添付すること。

4 省略

様式第2号(第9条関係)

省略	
受講年月日	
受講場所	
講習担当責任者の職及び氏名	—

注 省略

省略	
講習年月日	
受講した指定自動車教習所の名称	
講習担当責任者の職及び氏名	㊦

注 省略

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第10条関係)

特定任意高齢者講習終了証明書再交付申出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

氏名及び 生年月日	
住 所	
受講年月日	
受講場所	
再交付の理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4号を削る。

(認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部改正)

第5条 認知機能検査員講習の実施に関する規則(平成21年愛媛県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イ若しくはロ若しくは第5号、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)及び運転免許取得者等検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認知機能検査員講習の項目等)</p> <p>第3条 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢運転者対策の概要</td> <td>1・2 省略 3 省略 4 省略 5 省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>認知機能検査の実施方法</td> <td>1～3 省略 4 認知機能検査の模擬実施(ロールプレイング)</td> <td>150分</td> </tr> </tbody> </table>			項目	内容	時間	省略			高齢運転者対策の概要	1・2 省略 3 省略 4 省略 5 省略	省略	認知機能検査の実施方法	1～3 省略 4 認知機能検査の模擬実施(ロールプレイング)	150分	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イ_____、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)_____の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認知機能検査員講習の項目等)</p> <p>第3条 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢運転者対策の概要</td> <td>1・2 省略 3 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習 4 省略 5 省略 6 省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>認知機能検査の実施方法</td> <td>1～3 省略 4 認知機能検査の模擬実施_____</td> <td>180分</td> </tr> </tbody> </table>			項目	内容	時間	省略			高齢運転者対策の概要	1・2 省略 3 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習 4 省略 5 省略 6 省略	省略	認知機能検査の実施方法	1～3 省略 4 認知機能検査の模擬実施_____	180分
項目	内容	時間																											
省略																													
高齢運転者対策の概要	1・2 省略 3 省略 4 省略 5 省略	省略																											
認知機能検査の実施方法	1～3 省略 4 認知機能検査の模擬実施(ロールプレイング)	150分																											
項目	内容	時間																											
省略																													
高齢運転者対策の概要	1・2 省略 3 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習 4 省略 5 省略 6 省略	省略																											
認知機能検査の実施方法	1～3 省略 4 認知機能検査の模擬実施_____	180分																											

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第6条 認知機能検査の実施に関する規則(平成21年愛媛県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>認知機能検査等の実施に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イ若しくはロ若しくは第5号、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)及び運転免許取得者等検査(以下「認定認知機能検査」という。)(以下「認知機能検査等」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の実施)</p> <p>第2条 法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第31条の4の2の公安委員会が認める法人(以下「受託法人」という。)に認知機能検査の実施を委託することができる。</p> <p>2 法第108条の32の3第1項の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)は、認定認知機能検査を実施するものとする。</p> <p>(実施計画の提出)</p> <p>第3条 認知機能検査を実施しようとする受託法人及び認定認知機</p>	<p>認知機能検査の実施に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イ_____、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査(以下「検査_____」という。)_____の_____の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

能検査を実施しようとする被認定者は、事前に実施計画を公安委員会に提出するものとする。提出した内容に変更があった場合も、同様とする。

(検査の連絡事項)

第4条 法第101条の4第5項第2号の規定による認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため、認知機能検査等に関する通知書に記載することが必要な事項は、検査内容、携行品及び検査上の注意事項とする。

(検査結果の報告)

第5条 認知機能検査を実施した受託法人及び認定認知機能検査を実施した被認定者は、速やかに、検査結果を公安委員会に報告するものとする。報告した内容に変更があった場合も、同様とする。

(検査結果の交付の申出等)

第6条 施行規則第26条の3第2項の規定による認知機能検査結果に係る書類の交付の申出は、認知機能検査等結果通知書交付申出書(様式第1号)を、申出者が受検した認知機能検査を実施した受託法人の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の申出を受けた公安委員会は、申出者に対し、認知機能検査結果に係る書類を交付するものとする。

3 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第9条第1号の規定による認定認知機能検査結果に係る書類の交付の申出は、認知機能検査等結果通知書交付申出書を、申出者が受検した認定認知機能検査を実施した被認定者に提出して行うものとする。

4 前項の申出を受けた被認定者は、申出者に対し、認定認知機能検査結果に係る書類を交付するものとする。

(検査結果に係る書類の再交付の申出)

第7条 前条第2項又は第4項の規定による交付を受けた者は、当該交付に係る書類を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、当該書類の再交付を受けようとするときは、認知機能検査を受検したものにあっては公安委員会に、認定認知機能検査を受検したものにあっては当該認定認知機能検査を実施した被認定者に認知機能検査等結果通知書再交付申出書(様式第2号)を提出して申し出なければならない。

2 前項の規定による申出(認知機能検査結果に係るものに限る。)は、再交付の申出をしようとする者の住所地を管轄する警察署を経由することができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、認知機能検査等の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

様式第2号(第7条関係)

認知機能検査等結果通知書再交付申出書	
省略	殿
省略	
受検年月日	
省略	

注 受検場所欄は、認定認知機能検査を受検した場合には、記載を省略することができる。

(検査結果の報告)

第2条 法第108条第1項の規定により公安委員会の委託を受けて検査を実施する法人は、検査終了後、速やかに、検査結果を公安委員会に報告するものとする。報告した内容に変更があった場合も、同様とする。

(検査結果の通知)

第3条 公安委員会は、検査を受検した者に対し、検査結果を通知するものとする。

(検査結果の通知に係る書面の再交付)

第4条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る書面を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、当該書面の再交付を受けようとするときは、公安委員会に認知機能検査結果通知書再交付申出書(別記様式)

を提出して申し出なければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

別記様式(第4条関係)

認知機能検査結果通知書再交付申出書	
省略	愛媛県公安委員会 殿
省略	
検査年月日	
省略	

附則の次に次の1様式を加える。

様式第1号(第6条関係)

認知機能検査等結果通知書交付申出書 年 月 日 殿	
氏名及び 生年月日	
住 所	
運転免許証 の有効期間	
受検年月日	
受検場所	
備 考	

注 受検場所欄は、認定認知機能検査を受検した場合には、記載を省略することができる。

(認知機能検査員審査の実施に関する規則の一部改正)

第7条 認知機能検査員審査の実施に関する規則(平成22年愛媛県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イ若しくは口若しくは第5号、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)及び運転免許取得者等検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査(以下「認知機能検査員審査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イ_____、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)_____の実施に必要な技能及び知識に関する審査(以下「認知機能検査員審査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第6号

運転技能検査等の実施に関する規則を次のように定める。

令和4年5月10日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

運転技能検査等の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イ若しくはハ若しくは第5号又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査(以下「運転技能検査」という。)及び運転免許取得者等検査(以下「認定運転技能検査」という。)(以下「運転技能検査等」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の実施)

第2条 法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第31条の4の2の公安委員会が認める法人(以下「受託法人」という。)に運転技能検査の実施を委託することができる。

2 法第108条の32の3第1項の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)は、認定運転技能検査を実施するものとする。

(実施計画の提出)

第3条 運転技能検査を実施しようとする受託法人及び認定運転技能検査を実施しようとする被認定者は、事前に実施計画を公安委員会に提出するものとする。提出した内容に変更があった場合も、同様とする。

(検査の連絡事項)

第4条 法第101条の4第5項第3号の規定による運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため、運転技能検査等に関する通知書に記載することが必要な事項は、検査内容、携行品及び検査上の注意事項とする。

(検査結果の報告)

第5条 運転技能検査を実施した受託法人及び認定運転技能検査を実施した被認定者は、速やかに検査結果を公安委員会に報告するものとする。報告した内容に変更があった場合も、同様とする。

(検査結果の交付の申出等)

第6条 施行規則第26条の5第6項の規定による運転技能検査結果に係る書類の交付の申出は、運転技能検査等受検結果証明書交付申出書(様式第1号)を、申出者が受検した運転技能検査を実施した受託法人の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の申出を受けた公安委員会は、申出者に対し、運転技能検査結果に係る書類を交付するものとする。

3 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第9条第2号の規定による認定運転技能検査結果に係る書類の交付の申出は、運転技能検査等受検結果証明書交付申出書を、申出者が受検した認定運転技能検査を実施した被認定者に提出して行うものとする。

4 前項の申出を受けた被認定者は、申出者に対し、認定運転技能検査結果に係る書類を交付するものとする。

(検査結果に係る書面の再交付の申出)

第7条 前条第2項又は第4項の規定による交付を受けた者は、当該交付に係る書類を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、当該書類の再交付を受けようとするときは、運転技能検査を受検したものにあっては公安委員会に、認定運転技能検査を受検したものにあっては当該認定運転技能検査を実施した被認定者に運転技能検査等受検結果証明書再交付申出書(様式第2号)を提出して申し出なければならない。

2 前項の規定による申出(運転技能検査結果に係るものに限る。)は、再交付の申出をしようとする者の住所地を管轄する警察署を経由

することができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運転技能検査等の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

運転技能検査等受検結果証明書交付申出書

年 月 日

殿

氏 名 及 び
生 年 月 日

住 所

運転免許証の
有 効 期 間

受 検 年 月 日

受 検 場 所

備 考

注 受検場所欄は、認定運転技能検査を受検した場合には、記載を省略することができる。

様式第2号(第7条関係)

運転技能検査等受検結果証明書再交付申出書

年 月 日

殿

氏 名 及 び
生 年 月 日

住 所

受 検 年 月 日

受 検 場 所

再 交 付
の 理 由

注 受検場所欄は、認定運転技能検査を受検した場合には、記載を省略することができる。